資料 1-2

保育の必要性の事由について

１．保育の必要性の事由について

（１）保育の必要性の認定の仕組み

・現行制度における「保育の必要性の事由」については、児童福祉法第２４条第１項において、政令で定める基準に従い市町村が条例で定めることとされており、本市では、「豊田市保育の実施基準条例」において、要件を定めている。

・しかし、新制度においては、「保育の必要性の事由」について、子ども・子育て支援法第１９条第２項において、保育の必要性の認定基準は内閣府令で定める事由と規定されており、内閣府令である「子ども・子育て支援法施行規則」において定められることとなる。

・それに伴い、「豊田市保育の実施基準条例」に定められている事由の廃止、その他関連例規の改正等が必要となる。

・また、「子ども・子育て支援法施行規則」により、就労に係る下限時間については、市町村が設定することとされている。

【現行制度と新制度における比較】

現行制度				新制度	
国		豊田市		国	
児童福祉法施行令	日中の常態的な就労	豊田市保育の実施基準条例	居宅内外就労	内閣府令（支援法施行規則）	就労（パート・夜間含む） **（※就労時間の下限のみ、市が規則等で設定する。）**
	妊娠・出産		妊娠・出産		妊娠・出産
	保護者の疾病・負傷・障がい		保護者の疾病・負傷・障がい		保護者の疾病・負傷・障がい
	同居親族の介護		同居親族の介護		同居親族の介護・看護
	災害復旧		災害復旧		災害復旧
	その他 （前各号に類する状態にあること）		その他 （市長が前各号に類すると認める状態にあること）		求職活動
					育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続的な利用が必要であること
					虐待やDVのおそれがあること
					就学
					その他、市が認める場合 **（※本市では、設定しない。）**

（２）就労時間の下限設定

・内閣府令で定められる事由のうち、就労時間の下限については、「４８時間から６４時間の範囲内で、月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること」とされているため、この就労時間について、市の条例若しくは規則において定める必要がある。

〇本市の現行制度
・月当たり６０時間以上（１日４時間以上かつ月１５日以上）の労働

＜✍協議のポイント＞
・就労時間の下限設定は、月当たり何時間以上と設定すべきか。

【対応案】
➢「①月当たり６０時間以上の労働要件が市民に浸透していること」、「②ニーズ調査の分析から保育ニーズが高まることが想定されており、まずは６０時間以上の保育ニーズに応えていく必要があること」から、保育の必要性認定のための就労時間の下限は、現行と同様、月当たり６０時間以上に設定してはどうか。

（３）その他の市が認める事由の設定について

・新制度においても、その他の市が必要と認める事由を設定することが可能とされている。

＜✍協議のポイント＞
・市独自の保育の必要性の事由を設定すべきか。

【対応案】
➢本市における現行の事由は、新制度において定められる事由によって網羅されるため、新制度移行後も、設定しないこととしてはどうか。

２．優先利用について

・国においては、ひとり親家庭等、特別な事情がある家庭には、保育を優先的に利用できる仕組みを基本とする方針がまとめられ、「優先利用」の対象と考えられる事項について例示している。
・本市では、就労状況等から保育の必要性を点数化しており、特別な事情のある家庭については、より高い点数設定とする等、入所調整において必要な措置を講じている。

〇本市が対象としている優先利用の事由
・ひとり親家庭・生活保護世帯・兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合・その他

＜✍協議のポイント＞
・本市の現行の運用方法を踏まえ、優先利用の考え方を整理する必要がある。

【対応案】
➢上記のとおり、優先利用の取扱いについては必要な措置を講じていることから、現行どおりの運用としてはどうか。